

## Ⅷ. 教育職員免許法等

### 1. 教育職員免許法（抄） 抜粋

（授与）

第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。（以下、2項～6項省略）

7 免許状は、都道府県の教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する。

別表第一 （第五条、第五条の二関係）

第一欄		第二欄	第三欄			
免許状の種類	所要資格	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	六	三五	三四	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	六	三五	一〇	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	四	二七		
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八	四一	三四	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	八	四一	一〇	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	四	三一	二	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	二〇	三一	三二	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	二〇	三一	八	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	一〇	二一	四	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	二〇	二三	四〇	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	二〇	二三	一六	
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				五〇
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				二六
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				一六

備考

一 この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定める（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。

二 第二欄の「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

二の二 第二欄の「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有する

- と認めた場合を含むものとする（別表第二の場合においても同様とする。）。
- 二の三 第二欄の「短期大学士の学位を有すること」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 三 高等学校教諭以外の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関しては、第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。
- 四 この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- イ 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの
- ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目として適当であると認めるもの
- 六 前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教職に関する科目又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程を含むものとする。
- 七 専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 八 一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。
- 九 中学校教諭の音楽及び美術の各教科についての免許状並びに高等学校教諭の数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、工業、商業、水産及び商船の各教科についての免許状については、当分の間、この表の中学校教諭の項及び高等学校教諭の項中教職に関する科目の欄に定める単位数（専修免許状に係る単位数については、第七号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する科目について修得することができる。

## 2. 教育職員免許法施行規則（抄） 抜粋

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基き、及びその規定を実施するため教育職員免許法施行規則（昭和二十四年文部省令第三十八号）の全部を改正する省令を次のように定める。

### 第一章 単位の修得方法等

第一条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号。以下「免許法」という。）別表第一から別表第八までにおける単位の修得方法等に関しては、この章の定めるところによる。

第一条の二 免許法 別表第一から別表第八までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項 及び第三項（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条 において準用する場合を含む。）、大学通信教育設置基準（昭和五十年文部省令第三十三号）第五条、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第七条第二項 及び第三項 並びに短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）第五条 に定める基準によるものとする。

第一条の三 免許法 別表第一備考第二号の規定により専修免許状に係る基礎資格を取得する場合の単位の修得方法は、大学院における単位の修得方法の例によるものとする。

第二条 免許法 別表第一に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、小学校の教科に関する科目について修得するものとし、国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する科目（これら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目を含む。）のうち一以上の科目について修得するものとする。  
2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めなければならない。

第三条 免許法 別表第一に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科に関する科目のうち一以上の科目について修得するものとする。  
2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めなければならない。

第四条 免許法 別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあってはそれぞれ一単位以上計二十単位を、二種免許状の授与を受ける場合にあってはそれぞれ一単位以上計十単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄
免許教科	教科に関する科目
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）
	国文学（国文学史を含む。）
	漢文学
	書道（書写を中心とする。）
社会	日本史及び外国史
	地理学（地誌を含む。）
	「法律学、政治学」
	「社会学、経済学」
	「哲学、倫理学、宗教学」

数学	代数学
	幾何学
	解析学
	「確率論、統計学」
	コンピュータ
理科	物理学
	物理学実験（コンピュータ活用を含む。）
	化学
	化学実験（コンピュータ活用を含む。）
	生物学
	生物学実験（コンピュータ活用を含む。）
	地学
地学実験（コンピュータ活用を含む。）	
音楽	ソルフェージュ
	声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）
	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）
	指揮法
	音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美術	絵画（映像メディア表現を含む。）
	彫刻
	デザイン（映像メディア表現を含む。）
	工芸
	美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
保健体育	体育実技
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）
	生理学（運動生理学を含む。）
	衛生学及び公衆衛生学
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
保健	生理学及び栄養学
	衛生学及び公衆衛生学
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
技術	木材加工（製図及び実習を含む。）
	金属加工（製図及び実習を含む。）
	機械（実習を含む。）
	電気（実習を含む。）
	栽培（実習を含む。）
	情報とコンピュータ（実習を含む。）
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
	被服学（被服製作実習を含む。）
	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）
	住居学
	保育学（実習を含む。）
職業	産業概説
	職業指導
	「農業、工業、商業、水産」
	「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」
職業指導	職業指導
	職業指導の技術
	職業指導の運営管理
英語	英語学
	英米文学

	英語コミュニケーション
	異文化理解
宗教	宗教学
	宗教史
	「教理学、哲学」
備考	
<p>一 第二欄に掲げる教科に関する科目は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。（次条の表の場合</p> <p>二 英語以外の外国語の教科に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。（次</p> <p>三 「 」内に表示された教科に関する科目の単位の修得は、当該教科に関する科目の一以上にわたって行うものとする。ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの科目のうち二以上の科目（商船をもつて水産と替えることができる。）についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。（次条、第九条、第十五条第四項、第十八条の二及び第六十四条第二項の場合においても同様とする。）</p>	

第五条 免許法 別表第一に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、それぞれ一単位以上計二十単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄
免許教科	教科に関する科目
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）
	国文学（国文学史を含む。）
	漢文学
地理歴史	日本史
	外国史
	人文地理学及び自然地理学
	地誌
公民	「法学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」
	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」
数学	代数学
	幾何学
	解析学
	「確率論、統計学」
	コンピュータ
理科	物理学
	化学
	生物学
	地学
	「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」
音楽	ソルフェージュ
	声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）
	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）
	指揮法
	音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美術	絵画（映像メディア表現を含む。）
	彫刻
	デザイン（映像メディア表現を含む。）
	美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
工芸	図法及び製図
	デザイン
	工芸制作（プロダクト制作を含む。）

	工芸理論、デザイン理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）
書道	書道（書写を含む。）
	書道史
	「書論、鑑賞」
	「国文学、漢文学」
保健体育	体育実技
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）
	生理学（運動生理学を含む。）
	衛生学及び公衆衛生学
保健	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」
	衛生学及び公衆衛生学
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
看護	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」
	看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）
	看護実習
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
	被服学（被服製作実習を含む。）
	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）
	住居学（製図を含む。）
	保育学（実習及び家庭看護を含む。）
	家庭電気・機械及び情報処理
情報	情報社会及び情報倫理
	コンピュータ及び情報処理（実習を含む。）
	情報システム（実習を含む。）
	情報通信ネットワーク（実習を含む。）
	マルチメディア表現及び技術（実習を含む。）
	情報と職業
農業	農業の関係科目
	職業指導
工業	工業の関係科目
	職業指導
商業	商業の関係科目
	職業指導
水産	水産の関係科目
	職業指導
福祉	社会福祉学（職業指導を含む。）
	高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉
	社会福祉援助技術
	介護理論及び介護技術
	社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）
	人体構造及び日常生活行動に関する理解
加齢及び障害に関する理解	
商船	商船の関係科目
	職業指導
職業指導	職業指導
	職業指導の技術
	職業指導の運営管理
英語	英語学
	英米文学
	英語コミュニケーション

	異文化理解
宗教	宗教学
	宗教史
	「教理学、哲学」

第六条 免許法 別表第一に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	最低修得単位数														第五欄	第六欄				
	第二欄			第三欄			第四欄				第五欄									
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目			教育の基礎理論に関する科目			教育課程及び指導法に関する科目				生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目				教育実習	教職実践演習				
右項の各科目に含めることが必要な事項	教職の意義及び教員の役割	教員の職務及び身分保障等を含む。	進路選択に資する各種の機会等を含む。	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育課程の意義及び編成の方法	各教科の指導法	道徳の指導法	特別活動の指導法	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育課程の意義及び編成の方法	教育内容及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	生徒指導（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	進路指導及び方法	幼児理解の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
幼稚園 教諭	専修免許状	二		六							一八					二		五	二	
	一種免許状	二		六							一八					二		五	二	
	二種免許状	二		四							一二					二		五	二	
小学校 教諭	専修免許状	二		六			二二							四				五	二	
	一種免許状	二		六			二二							四				五	二	
	二種免許状	二		四			一四							四				五	二	
中学校 教諭	専修免許状	二		六（五）			一二（六）							四（二）				五（三）	二	
	一種免許状	二		六（五）			一二（六）							四（二）				五（三）	二	
	二種免許状	二		四（三）			四（三）							四（二）				五（三）	二	
高等学 校教諭	専修免許状	二		六（四）			六（四）							四（二）				三（二）	二	
	一種免許状	二		六（四）			六（四）							四（二）				三（二）	二	

備考

- 教育課程及び指導法に関する科目は、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、保育内容の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとし、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、道徳の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとし、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとする。
- 教育課程及び指導法に関する科目は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第三十八条に規定する幼稚園教育要領、同令第五十二条に規定する小学校学習指導要領、同令第七十四条に規定する中学校学習指導要領又は同令第八十四条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。
- 教育の基礎理論に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法を含む場合にあつては、教育課程及び指導法に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法を含むことを要しない。
- 各教科の指導法の単位の修得方法は、小学校教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育（以下この号において「国語等」という。）の教科の指導法についてそれぞれ二単位以上を、小学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語等のうち六以上の教科の指導法（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法のうち二以上を含む。）についてそれぞれ二単位以上を、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、それぞれ、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
- 道徳の指導法の単位の修得方法は、小学校又は中学校の教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上を、小学校又は中学校の教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位以上を修得するものとする。

- 六 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目は、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、幼児理解の理論及び方法並びに教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法を含むものとし、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導の理論及び方法を含むものとする。
- 七 教育実習は、授与を受けようとする普通免許状に係る学校並びに幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては幼稚園、中学校及び幼保連携型認定こども園、中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校及び高等学校、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては中学校の教育を中心とするものとする。この場合において、幼稚園又は小学校には、特別支援学校の幼稚部又は小学部を含み、中学校又は高等学校には、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の中学部又は高等部を含む。
- 八 教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の一単位を含むものとする。（第七条第一項、第十条及び第十条の四の表の場合においても同様とする。）
- 九 幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び附則第十八項第四号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。）、小学校（特別支援学校の小学部及び附則第十八項第一号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）又は幼保連携型認定こども園において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、表に掲げる幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。
- 十 中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部並びに附則第十八項第二号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに附則第十八項第三号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、表に掲げる中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。
- 十一 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科に関する科目及び教職に関する科目（教職実践演習を除く。）の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（第十条及び第十条の四の表の場合においても同様とする。）。
- 十二 幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習又は教職実践演習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては二単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては六単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位）まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目にあつては二単位まで、教育実習にあつては三単位まで、教職実践演習にあつては二単位まで、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。
- 十三 高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習又は教職実践演習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては二単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては六単位まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習並びに教職実践演習にあつてはそれぞれ二単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。
- 十四 幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導法に関する科目に係る教育課程の意義及び編成の方法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）の単位のうち、二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位）までは、幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもつてあてることができる。
- 十五 小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導法に関する科目に係る各教科の指導法の単位のうち、生活の教科の指導法の単位にあつては二単位まで、特別活動の指導法の単位にあつては一単位まで、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の保育内容の指導法の単位をもつてあてることができる。
- 十六 保育内容の指導法の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法又は特別活動の指導法の単位をもつてあてることができる。
- 十七 括弧内の数字は、免許法別表第一備考第九号の規定の適用を受ける者の修得すべき単位数とする。

2 免許法 別表第一備考第六号に規定する教職に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程（以下「教職特別課程」という。）における教職に関する科目の単位の修得方法は、前項に定める修得方法の例によるものとする。

3 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するように努めなければならない。

第六条の二 免許法 別表第一に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の専修免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第二条から第五条までに規定する教科に関する科目（中学校及び高等学校にあっては、当該専修免許状の授与を受けようとする者が有し又は所要資格を得ている一種免許状の教科に応じた教科に関する科目）又は前条に規定する教職に関する科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

2 免許法 別表第一に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第二条から第五条までに規定する教科に関する科目（中学校及び高等学校にあっては、授与を受けようとする免許状の教科に応じた教科に関する科目）又は前条に規定する教職に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

第七条 免許法 別表第一に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

特別支援教育に関する科目		最低修得単位数				
		第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	
免許状の種類	特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育領域に関する科目		免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目		心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	
特別支援学校教諭	専修免許状	二	十六	五	三	
	一種免許状	二	十六	五	三	
	二種免許状	二	八	三	三	

備考

一 第一欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。

二 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、一又は二以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。次項において同じ。）について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。

イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて八単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位）以上を含む。）

ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位）以上を含む。）

三 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。

四 第四欄に定める単位は、特別支援学校において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものについては、経験年数一年について一単位の割合で、それぞれ第一欄から第三欄までに掲げる科目に関する単位をもつて、これに替えることができる。

(中略)

第六十六条の六 免許法 別表第一備考第四号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法 二単位、体育二単位、外国語コミュニケーション二単位及び情報機器の操作二単位とする。

### 3. 教育職員免許状について

#### (1) 教育職員免許状授与の所要資格を得させるための課程認定一覧

教育職員免許状授与の基礎となる単位は、文部科学大臣が教育職員養成審議会に諮問して免許状授与の所要資格を得させるための課程として、適当と認める課程において修得したものでなければならない。

ここにいう課程とは、現実には個々の大学、学部を示すのであるが、本学では現在次の免許教科が文部科学大臣より認定されている。

大学名	免許状の種類	免許教科
宮崎大学	幼稚園教諭1種普通免許状	
	小学校教諭1種普通免許状	
	中学校教諭1種普通免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
	高等学校教諭1種普通免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、工業、農業、水産、英語
	特別支援学校教諭1種普通免許状	知的障害者、肢体不自由者、病弱者

従って、上記以外の免許状を取得しようとする場合、宮崎大学で修得した科目単位（教養科目・外国語科目・保健体育科目を除く）は通用しない。

なお、本学科目等履修生の場合もこの認定が適用される。

専修免許状授与の所要資格を得させるため適当な課程として文部科学大臣より認定されたものは、次のとおりである。

大学名	研究科名	免許教科
宮崎大学大学院	工学研究科	工業・理科
	農学研究科	農業・水産
	教育学研究科	別表参照

#### 【別表】

専攻	免許状の種類	免許教科
教職実践開発専攻	幼稚園教諭専修免許状	
	小学校教諭専修免許状	
	中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
	高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、工業、家庭、英語
	特別支援学校教諭専修免許状	知的障害者、肢体不自由者、病弱者
学校教育支援専攻	幼稚園教諭専修免許状	
	小学校教諭専修免許状	
	中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
	高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、工業、家庭、英語
	特別支援学校教諭専修免許状	知的障害者、肢体不自由者、病弱者

## **(2) 教育職員免許法について**

教育職員免許法、教育職員免許法施行令（政令）、教育職員免許法施行規則（文部科学省令）で規定している。しかし、具体的に免許法を適用して免許状を授与するのは各授与権者（都道府県教育委員会及び知事）であるので各県で多少その取扱いが違っている。

### **(イ) 免許法及びその適用範囲**

適用を受ける者は、いわゆる教育職員だけであって、更に正確に言えば学校教育法第1条に定める小学校・中学校・高等学校・特別支援学校及び幼稚園の教諭・助教諭及び講師であり、国公私立及び常勤・非常勤を問わない。

### **(ロ) 免許状の授与**

免許状の授与については、免許法別表第1に示す基礎資格と所定の単位を取得した者に授与されるのであるが、教育文化科学省学校教育課程の学生は、この条件を満たすべく教育課程が編成されているから卒業条件を満たせば、必然的に各学校の担当免許状を取得できる。

### **(ハ) 免許法上の単位修得方法**

教育職員免許法別表第1に規定する「大学における最低修得単位数」は教育職員免許法施行規則第1条から第7条に示す基準によって修得する。この単位数は免許状を取得するための最低必修単位数を示したものであって、これ以上の単位を修得することが望ましいのである。

## 4. 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律

(平成九年六月十八日法律第九十号)

最終改正：平成一八年六月二一日法律第八〇号

(趣旨)

第一条 この法律は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講ずるため、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与について教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）の特例等を定めるものとする。

(教育職員免許法の特例)

第二条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与についての教育職員免許法第五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「修得した者」とあるのは、「修得した者（十八歳に達した後、七日を下らない範囲内において文部科学省令で定める期間、特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行った者に限る。）」とする。

2 前項の規定により読み替えられた教育職員免許法第五条第一項の規定による体験（以下「介護等の体験」という。）に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

3 介護等に関する専門的知識及び技術を有する者又は身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものについての小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与については、第一項の規定は、適用しない。

(関係者の責務)

第三条 国、地方公共団体及びその他の関係機関は、介護等の体験が適切に行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 特別支援学校及び社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものの設置者は、介護等の体験に関し必要な協力を行うよう努めるものとする。

3 大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関は、その学生又は生徒が介護等の体験を円滑に行うことができるよう適切な配慮をするものとする。

(教員の採用時における介護等の体験の勘案)

第四条 小学校又は中学校の教員を採用しようとする者は、その選考に当たっては、この法律の趣旨にのっとり、教員になろうとする者が行った介護等の体験を勘案するよう努めるものとする。

附 則

1 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の日前に大学又は文部大臣の指定する教員養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに教育職員免許法別表第一に規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る所要資格を得たものについては、第二条第一項の規定は、適用しない。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一八年六月二一日法律第八〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。